(六)　政府は、会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結することとした。（第四三条関係）

(七)　損害賠償担保措置としての供託は、金銭又は有価証券によりすることとした。（第四九条関係）

(八)　打上げ実施者は、打上げを終え、かつ、損害を与えないことが明らかとなった場合等においては、内閣総理大臣の承認を受けて、供託した金銭等を取り戻すことができることとした。（第五一条関係）

11　人工衛星落下等損害の賠償

(一)　人工衛星の管理を行う者は、当該管理に伴い人工衛星落下等損害（以下この11において単に「損害」という。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこととした。（第五三条関係）

(二)　損害の発生に関して天災等の不可抗力が競合したときは、裁判所は、これをしん酌することができることとした。（第五四条関係）

12　雑則

(一)　内閣府令を定めるに当たっての宇宙政策委員会への意見聴取について定めることとした。（第五五条関係）

(二)　国が行う人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理については、適用除外とすることとした。（第五七条関係）

13　罰則

この法律における罰則を定めることとした。（第六〇条～第六五条関係）

14　その他

(一)　この法律の準備行為のほか、所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合に施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第五条関係）

(三)　この法律の施行に伴う関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第六条～第九条関係）

(四)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（法律第七七号）（内閣府本府）

1　趣旨

この法律は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律に用いる用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

3　国の責務等

国は、国際社会の平和の確保等に資する宇宙開発利用に関する施策の一環として、衛星リモートセンシング装置の使用を行う者及び衛星リモートセンシング記録保有者がこの法律の規定により遵守すべき義務が確実に履行されるよう必要な施策を講ずる責務を有するとともに、当該施策を講ずるに当たっては、衛星リモートセンシング装置の使用により生み出された価値を利用する諸活動の健全な発達が確保されるよう適切な配慮をすることとした。（第三条関係）

4　衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

(一)　国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者（特定使用機関を除く。）は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第四条～第七条、第一三条、第一四条、第一六条及び第一七条関係）

(二)　衛星リモートセンシング装置使用者は、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置を講じなければならないこととするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第八条～第一二条及び第一五条関係）

5　衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

(一)　衛星リモートセンシング記録の提供の制限

(1)　衛星リモートセンシング記録保有者は、6の認定を受けた者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、当該提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切な方法により、これを行わなければならないこととし、その他所要の事項を定めることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

(2)　衛星リモートセンシング記録保有者は、(1)の規定により、公益上の必要により、又は非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならないこととした。（第一八条第三項関係）

(二)　内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者（外国取扱者を除く。）に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができることとし、外国取扱者に対しては、その提供をしないことを請求することができることとするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第一九条関係）

(三)　衛星リモートセンシング記録保有者は、衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を講じなければならないこととした。（第二〇条関係）

6　衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、申請により、衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができることとするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第二一条～第二六条関係）

7　内閣総理大臣による監督

(一)　内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、必要な立入検査等をできることとした。（第二七条～第二九条関係）

(二)　この法律に基づく許可、認可又は認定には、条件を付し、及びこれを変更することができることとした。（第三〇条関係）

8　罰則

この法律における罰則を定めることとした。（第三三条～第三八条関係）

9　その他

(一)　この法律の準備行為について定めることとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第五条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（総務省）

1　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の限度額を機構の資本金及び準備金の額の合計額の二倍に引き上げることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。